

令和7年12月11日
民生常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 令和7年12月11日
開会 11時15分 閉会 12時12分
- 2 場 所 幕別町役場 3階委員会室
- 3 出 席 者 委員長 岡本眞利子
副委員長 藤原 孟
委 員 山端隆治 酒井はやみ 石川康弘 藤谷謹至
議 長 寺林俊幸
- 4 説 明 員 町 長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明
企画総務部長 山端広和 保健福祉部長 亀田貴仁
忠類総合支所長 鯨岡 健 保健福祉課長 北原正喜
保健係長 山本奈津子
総務課長 西田建司 契約管財係長 西明正博
こども課長 山本 充
発達支援センター所長 牧田博恵 発達支援センター主査 八重柏一輝
- 5 傍 聽 者 塚本逸彦 谷口和弥 内山美穂子 野原恵子 中橋友子
大 健太郎 (毎日記者) 藤本理佳 (道新記者)
- 6 事 務 局 事務局長 佐藤勝博 議事課長 岩岡夢貴 庶務係長 渡辺 優
- 7 審査事件及び審議内容
- 1 付託された議案の審査について (別紙)
 - (1) 議案第118号 指定管理者の指定について (忠類診療所)
 - 2 所管事務調査について
 - (1) こどもの福祉に関する事項
 - ① 発達支援センター忠類分室に係る障害児通所支援事業所の指定解除について
 - 3 所管事務調査項目について
高齢者福祉施設の現状についての所管事務調査は令和8年1月22日木曜日午後1時30分から開催することとした。また、福祉課及びこども課より所管事務調査の申し出があったことから、併せて実施することとした。
 - 4 民生常任委員会報告書について
 - 5 所管事務調査報告書について
 - 6 閉会中の継続調査申し出について
 - 7 次回の委員会の開催日程について
令和8年1月22日木曜日午後1時30分から開催することとした。
 - 8 その他

民生常任委員会委員長 岡本眞利子

◇審査内容

(開会 11:15)

○委員長（岡本眞利子） ただ今から、民生常任委員会を開会します。

これより、インターネット中継を始めます。

これより、1、付託された議案の審査についてを議題といたします。

議案第118号、指定管理者の指定について審査を行います。

審査の進め方ですが、議案の説明、質疑を行った後、説明員に退席していただき、各委員のご意見を伺ったうえで、討論、採決を行いたいと思います。

それでは、議案第118号、指定管理者の指定について理事者の説明を求めます。

忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（鯨岡 健） 議案第118号、指定管理者の指定について、提案の理由をご説明申し上げます。

忠類診療所は、昭和58年9月以来、公設の診療所として運営してまいりましたが、前任の医師の退任に伴い、令和6年度より公益財団法人北海道医療団を指定管理者に指定し、期間を今年度までと定め、管理運営を行ってまいりました。

この度、令和8年度以降、2年間の指定管理者について、改めて同法人を候補者として、選定し、指定することとした提案をいたしました。

議案書等、議案説明資料につきましては、先ほど本会議での提案説明と重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

お手元に配付しております資料に基づき、北海道医療団から提案されました事業計画書についてご説明をいたします。

1ページをご覧ください。

初めに、事業計画書の1、管理運営の基本方針についてであります。

（1）管理運営の基本的な考え方については、①北海道医療団の理念基本方針として患者住民地域から頼りにされる法人を理念として、以下5項目を経営方針の柱としております。②忠類診療所において、指定管理者として運営を行うために掲げる理想としては、一つ目として、僻地における医療体制の提供の重要性を十分に認識し、忠類地区での1次医療診療体制と健康増進体制に寄与。二つ目として地域完結型医療の提供を目指し、2次医療診療は帯広第一病院を中心に支援を図る。このことにつきましては、診療所の運営だけでなく、法人全体で支援体制についてバックアップするということであります。三つ目として、予防医療の観点から、健康増進ワクチン接種事業に積極的に取り組み、行政と協働した健康増進プログラムを実践するとする内容であります。③診療所管理運営方針については、診療所の運営施設等の維持管理を適正に行い、常に安全で安心できる医療提供体制の構築に最大限努めるとする内容であります。

2ページをご覧ください。

④指定管理期間については2年間の期間であります。その理由といたしましては、法人全体での医師、看護師等の専門職の維持確保に現状苦慮している状況でありますことから、前回と同様の2年とする方針としたものであります。指定管理を受ける以上、その指定管理期間を法人として責任を持って全うしなければならないとする考え方から、今回も同様の指定管理期間としたいとのことであります。

次に（2）職員の配置についてであります。

①医師の配置については、常勤医師1名を配置して診療を行うとし、常勤医師が不在時には法人からの臨時派遣、他法人からの協力による代替医師を派遣、内視鏡検査、乳幼児検査、乳幼児健診は法人より専門医の派遣により行うとする内容であります。②その他スタッフの配置については、一つ目として、診療所の適切な管理運営休暇等を取得しやすい環境整備を行うとし、記載にありますスタッフを配置するとしております。

3ページをご覧ください。

二つ目のスタッフが不在となる場合は法人名より臨時派遣により、行うとする内容でございます。三つ目は、適切な管理運営を行うとともに、町と連絡窓口を担うよう法人本部に忠類診療所担当者を選任し、週1回の定期ラウンドを行うとする内容であります。

4ページをご覧ください。

次に、2、要望把握および苦情の解決についてであります。

(1) 利用者の要望把握の方策と反映策については、相談窓口やホームページ、ご意見箱を設置し、適切な対応を行うとし、(2) 苦情解決の仕組み作りについては北海道医療団が策定している。医療安全推進に対する指針に基づき、町と連携を図りながら適切な対応を行うとする内容であります。

5ページをご覧ください。

利用促進に向けた取り組みについてであります。

(1) 診療時間および休診日については、①診療科目を内科小児科とし、②診療日および診療時間は本年度と同様であります、診療日は毎週月曜日から金曜日受付時間診療時間は記載の通りの時間で行うとする内容であります。(2) その他診療科目の実施については、消化器内科診療として法人の消化器内科医師の定期的な派遣により、内視鏡検査を行うとする内容であります。(3) 常勤医師が長期不在時の診療時間および休診日については、常勤医師が長期不在となった場合には、法人からの派遣、他法人からの協力による体制の構築を図るとする内容であります。

6ページをご覧ください。

4、地域の実情を踏まえた取り組みについてであります。

(1) 健診の実施については、引き続き診療所内外で行う健診事業を全て実施し、(2) 予防接種の実施は、医師と確認の上、対応できないもの以外については全て実施するという内容であります。(3) その他地域の状況を踏まえた取り組みについては、②救急対応についてになりますが、救急患者への対応が発生した場合には、帯広第一病院および近隣町村医療機関などと連携により、対応を図るとし、③北海道医療団としての支援については、法人内で救急および急性期を対応する帯広第一病院の他、回復期リハビリや療養介護医療院を担う帯広西病院、音更病院があるほか、老健施設や在宅サービスなど、これらが連携した医療介護サービスの提供を行うとする内容であります。

7ページをご覧ください。

5、事故防止に関する安全対策防災防犯に関する機器管理体制についてであります。

(1) 事故防止に関する安全対策については、①医療安全についてでは、法人が取り組んでいる医療安全推進に対する指針。②感染対策については、法人が取り組んでいる、感染

対策基本指針に基づき、それぞれ町と連携を図りながら、適切な対応を行うとする内容であります。

8 ページをご覧ください。

(2) 防災防犯に関する危機管理体制であります。

①防災に関する危機管理体制については、地域の実情に沿った防災計画を定め、職員に対する教育や訓練に努めるとし、9 ページになりますが、②防犯に関する危機管理体制は、法人が取り組んでいる医療安全推進に対する指針に基づき、適切な対応を行うとする内容であります。

10 ページをご覧ください。

6、個人情報の保護対策情報公開の取り組みについてであります。

(1) 個人情報保護対策については、法人で定める院内規則や個人情報保護法、厚生労働省が定めるガイダンスに基づき、適切な取り扱いを行うとし、(2) 情報公開の取り組みについては、町の情報公開条例に基づき、日常的な管理運営を適正に行うとする内容であります。

11 ページをご覧ください。

指定期間中の忠類診療所の収支計画書についてご説明をいたします。

提案のありました指定管理期間を2年とした計画が示されております。指定管理者として責任のある管理運営を行うにあたり、必要な経費を積み上げた内容となっております。

初めに、収入については、医業収益として診療報酬である診療収益、医業外収益として指定管理料が税抜き3,000万円。この他提案のありました各種予防接種検診等に伴う委託料が計上されており、これら事業収益の合計として、6,263万7,000円が令和8年度9年度に計上をされております。

12 ページをご覧ください。

次に支出についてです。

医薬品費から人件費までの医業費用、修繕費や消耗品費などからの医業外費用がそれぞれ計上されており、一番下に記載がありますこれらの事業費用の合計として、5,682万2,000円が令和8年度9年度の支出額として計上されております。

また、医療機器の購入や更新、建物の改修についてはこれまで通り町の負担といたしますが、修繕費については50万円の範囲においては、指定管理者の負担において行うこととし、これを超える場合には、その差額を町が負担することとなります。

13 ページをご覧ください。

法人から提出のあった忠類診療所収支試算になります。

外枠で囲っております部分については、令和8年度、2026年度の収支予算の詳細でございます。外枠の右側は、令和6年度、2024年度の収支決算、一番右端は、令和7年度、2025年度の収支決算の見込みになります。

令和8年度の収支予算の詳細では、収入の医業収入医業収益になりますが、1日19人、受診日数が242日、診療単価を6,400円で積算し、2,942万7,200円の計上となっております。支出医業費用の人件費では、初給与賞与手当等を含め、4,170万8,000円の計上となっており、一番右端の令和7年度の収支決算見込みと比較いたしますと、人件費で約100万円の増額、医業外費用の上から4番目の機械保守料120万円は、今年度導入したレセプト

電子カルテシステムの掛かる費用が新規に計上されており、合わせて約 220 万円は一番右側の令和 7 年度の収支決算見込みからは増額となっているところでございます。

また、医業費用の医薬品費、衛生材料費、医業外費用の消耗品などは物価高騰により増額している状況にあります。外枠の右側の令和 6 年度の収支決算については、指定管理期間が 2 年間でありますので、収支決算が確定している年度は令和 6 年度のみとなり、一番下の囲みになりますが、収支決算では約 1,100 万円の黒字となっているところでございます。

一番右の令和 7 年度の収支決算見込みについては、一番下の囲みになりますが、収支決算の見込みでは赤字となっている状況にあり、医業収入の診療収益が外枠右側の令和 6 年度の収支決算と比較して、6 年度が 3,923 万 893 円に対し、令和 7 年度は 3,211 万 4,000 円と約 700 万円の減額となっているところであります。

理由といたしましては、受診者数の減少と診療単価を見直ししたことによる影響が要因であります。このような状況が今回見込まれましたので、第 2 期指定管理者公募要領では、指定管理料の一定基準額として 3,000 万円を上限に定めたところであります。

14 ページをご覧ください。

14 ページには、忠類診療所の概要と診療状況を記載しております。

診療状況の令和 6 年度になりますが、年間診療日数 246 日、延べ受診者数は 5,613 人 1 日平均受診者数は 22.8 人の状況にあります。

以上が北海道医療団から提案のあった事業計画および収支計画であります。常勤医師とスタッフの配置、内科、小児科を診療科目とするなど、地域住民が誰もが受診できる体制と 1 次医療を提供する医療機関として十分な体制が確保できるものと考えております。

また、引き続き、これまで通りの各種予防接種や検診、ワクチン接種も実施され、住民の安全安心に大きく貢献いただけるものと考えているところであります。町といたしましても、保護者である北海道医療団と連携を図りながら、地域の皆様に安心して受診していただけるよう、診療所の運営に努めてまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、これより質疑を行いたいと思います。

質疑がある方は挙手を願います。

藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 指定管理期間ですけれども、前回と同じように 2 年ということなんですかけれども、設備投資とか安定的に医療を確保するためには、指定管理というのはもう少し長く設定できないものなのか。この指定管理については、町が求めている 2 年間なのか、医療団が求めてる 2 年間なのか。その辺の見解をお聞きしたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（鯨岡 健） ご質問のありました指定管理の期間についてであります、公募要領では、町といたしましては、5 年間という形で公募をしているところでございます。しかしながら、法人としては法人全体での医師の確保がつかないような状況もあります。やはり法人全体として医師の確保をした中で運営をしていくという方針が最初の第一番の前提となっているところで、そういう体制を整えた中で、忠類診療所の指定管理

についても行つていきたいという考え方のもと、今回も前回と同様の2年間は責任を持って全うしたいということで、ご提案のあったところでございます。

○委員長（岡本眞利子）　藤谷委員。

○委員（藤谷謹至）　やはり、地域住民としては2年間で切られるということは、医療確保という部分では不安な要素が多いわけですよね。先生も1回変わりましたよね。新たな医療、医師の体制のもと地域住民が利用されている状況というのは私も耳にしているんですけれども、やはり町として医療団にもう少し長く指定管理を伸ばしてもらうように努力するような方策は考えられないのか。2期目やって安定して次また2年ですよね。今回の2年の期間の間に、医療団との信頼関係を深めていただいて、もう少し指定管理を伸ばせるような方策はとれないものなのか、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○委員長（岡本眞利子）　忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（鯨岡　健）　長い指定期間の関係でございますが、何度も医療団と話し合いを持っている中でございます。先ほどちょっと申し上げたんですが法人全体の意思というものがやはり1年なり2年で代わる体制だという状況を確認しております。そういう中で忠類診療所も含めた医師の配置について、やはり医師が確定しない中では決定することができないというような申し合わせが何度もあったところであります、今後についても、長い期間で指定管理を受けていただけるよう、法人に対して話し合いをしていきたいというふうに考えております。

○委員長（岡本眞利子）　藤谷委員。

○委員（藤谷謹至）　あと一点、指定管理とはちょっと外れるんですけども、地域住民から聞くのは、調剤薬局が先生の方針だと思うんですけども、薬剤をあまり出さないような傾向にある。それで、やはり地域医療を確保するためには、医薬がセットでなければ安心できない部分があるんですけども、その辺の地域住民の意見をどのように吸い上げて分析して、それを医療団の方にどのような形で是正も含めて行っているのか、その辺の見解を聞きたいと思います。

○委員長（岡本眞利子）　忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（鯨岡　健）　忠類診療所の横にある薬局の関係についてでございますが、確かに今年度に入り、新しい先生が診療のやり方をだいぶ見直した状況にあります。といった関係もございまして、やはり毎月通っていた方が6週間に伸びたとか、今まで薬の量もその個人にあった薬の量を的確に出しているような状況もありまして、薬の量が減っているというような話もお伺いをしているところでございます。この点についても、医療団との話し合いの中で、薬局が経営難にならないよう、それなりの手立てというか、診療内容の方向性をしっかりと見出していただきたいという部分についても話し合いを持っているところでありますので、引き続きそのような状況が見られていますので、話し合いの方を今後も進めていきたいというふうに思っております。

○委員長（岡本眞利子）　ほかに質疑はございませんか。

　酒井委員。

○委員（酒井はやみ）　事業計画書の1ページの（1）の②の理想の中の3点目に、健康事業ワクチン接種事業などとともに、行政と協働したフレイル予防等の健康増進プログラムを実践しますとあります。1年ほど前に町民の方から先生が変わったタイミングで、その

健康増進の講座がなくなったので、復活できないのかというお声があったのですが、その後どうなっているのかということと、今回改めて書かれているので、そうしたことが実践できるのかどうか伺います。

○委員長（岡本眞利子） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（北原正喜） 令和6年度におきまして、生き生き100歳体操というのもを診療所を主体で始まった事業なんですけれども、その事業につきましては、令和7年度に入るときに、サロン形式、住民主体の催しといたしまして、こちらの社協の事業の一部というか、社協の事業にも乗つかった形で、住民主体で現在も続いているような状況になっております。本来元々、100歳体操は、地域住民というか、住民主体でやられる方がよろしいというかですね推奨されてる部分もあったんですけども、その部分については、100歳体操を広めていただいたということで、前任の医師の方には感謝を申し上げているような状況でございます。そして、令和7年度の診療所における、そういった健康増進に関する事業なんですけれども計画はあったんですけども、現在のところ実施はない状態でございます。そして今回のプレゼンテーションの中でもそういう部分で、お祭りの中でブースを設けて健康増進に図るものとか、そういった研修事業の方もやっていきたいというような部分で承っております。

○委員長（岡本眞利子） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 令和7年度計画はあったけれど出来なかったというのは何か理由があったのでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（北原正喜） 医療団としてやろうということで医師の方にも調整を図ったんですけども、中々調整がつかなかつた部分で実施に至っていないというような状況でございます。

○委員長（岡本眞利子） 他に質疑のある方いらっしゃいませんか。

石川委員。

○委員（石川康弘） 先ほど本会議で、評価が、100点満点中87点という確か答えがあつたと思うんですけども、13点についての懸念材料は特別何かあつたのか、なければ別によろしいんですけども、わかれればお願ひいたします。

○委員長（岡本眞利子） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（鯨岡 健） プロポーザルにおいての懸念材料というところでございますが、そういったお答えというか、内容については特になかつたというような状況でございます。

○委員長（岡本眞利子） 他に質疑はございませんか。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（北原正喜） 全体として得点自体は高得点の部分でありまして、一部普通というかですね、妥当な数字ということで、若干点数が下がっている部分であつて、他の部分で優良または超優良というような形でなっていますので、懸念材料はないというような状況でございます。

○委員長（岡本眞利子） 石川委員いいですか。

○委員（石川康弘） はい。

○委員長（岡本眞利子） 今の説明で納得いただいたということで、他に質問はございませんでしょうか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 質問がなければ、議案第118号に対する質疑は以上で終了をさせていただきます。

説明員の方どうもありがとうございました。

説明の退席のため、暫時休憩をいたします。

（暫時休憩）

○委員長（岡本眞利子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第118号について、各委員のご意見を伺いたいと思います。

意見のある方は挙手を願います。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） なければ、議案第118号に対する意見は以上で終了いたします。

それでは、これより討論を行います。

討論はございますか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第118号、指定管理者の指定について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 異議なしと認めます。

従って本件は原案の通り可決いたしました。

以上で付託された議案第118号の審査が終わりましたが、議長宛てに提出する委員会報告につきましては、正副委員長に一任をしていただきたいと思いますが、ご異議あります。

（異議なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

以上で本委員会のインターネット中継を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

（審査終了 11：49）